

看護小規模多機能ケア ポプリ利用契約書

様（以下「契約者」という）と医療法人徳洲会看護小規模多機能ケア ポプリ(以下「事業所」という)から提供される看護小規模多機能型居宅介護事業のサービスを受けることについて、次のとおり契約(以下「本契約」という)を締結します。

第一章 総 則

第1条(契約の目的)

- 1 事業所は、介護保険法令の趣旨に従い、契約者が住み慣れた地域での生活を継続し、その有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことが出来るよう支援することを目的として、第4条に定める看護小規模多機能型居宅介護サービスを提供します。
- 2 事業所が契約者に対して実施するサービス内容、事業所の概要、利用料金などの重要事項は、別紙「重要事項説明書」に定めるとおりとします。

第2条(契約期間)

本契約書の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までとします。

ただし、契約期間満了の7日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、本契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

第3条(居宅サービス計画及び看護小規模多機能型居宅介護計画の決定・変更)

- 1 事業所の管理者(以下、「管理者」という)は、事業所の介護支援専門員(以下、「介護支援専門員」という)に契約者の居宅サービス計画及び看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務を担当させることとします。
- 2 介護支援専門員は、契約者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、援助の目標、該当援助の目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した看護小規模多機能型居宅介護計画を作成します。
- 3 事業所は、居宅サービス計画及び看護小規模多機能型居宅介護計画について、契約者及びその家族に対して説明し、同意を得た上で決定するものとします。
- 4 事業所は、契約者の心身の状況、その置かれている環境等の変化により、援助目標や具体的なサービス内容を変更する必要がある場合、または契約者もしくはその家族等の要請に応じて、居宅サービス計画及び看護小規模多機能型居宅介護計画について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、必要があると認められた場合には、契約者及びその家族等と協議して居宅サービス計画及び看護小規模多機能型居宅介護計画を変更するものとします。
- 5 前項の変更に際して、医療系サービスなど居宅サービス計画の変更が必要となる場合は、速やかに関係事業者と連絡するなど必要な援助を行います。
- 6 事業所は、居宅サービス計画及び看護小規模多機能型居宅介護計画を変更した場合には、契約者に対して書面を交付し、同意を得た上で決定するものとします。

第4条(介護保険給付対象サービス)

事業所は、介護保険給付対象サービスとして、事業所のサービス拠点において契約者に対して日常生活上の世話及び機能訓練を提供するサービス(以下、「通いサービス」という)、契約者の居宅に訪問して介護等を行うサービス(以下、「訪問サービス」という)及び事業所のサービ

ス拠点に宿泊するサービス(以下、「宿泊サービス」という)を柔軟に組み合わせ、看護小規模多機能型居宅介護計画に沿って提供します。

第二章 サービスの利用と料金の支払い

第5条(サービス料金の支払い)

- 1 事業所は、契約者が支払うべき介護保険給付サービスに要した費用について、契約者が介護サービス費として市町村から給付を受ける額(以下、「介護保険給付額」という。)の限度において、契約者に代わって市町村から支払いを受けます。
- 2 契約者は、第4条に定めるサービスについて、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付費額を差し引いた差額分(自己負担分:「介護保険負担割合証」に応じた額)を事業所に支払うものとします。
但し、契約者がいまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金をいったん支払うものとします。(要介護認定後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます。(償還払い))
- 3 本サービスの利用料は月額制とします。月途中から登録した場合または月途中から登録を終了した場合、契約者は登録した期間に応じて日割りした料金を事業所に支払います。
- 4 月途中で要介護度が変わった場合には、日割り計算により、それぞれの単価に基づいて利用料を計算します。
- 5 前項のほか、契約者は、以下の料金を事業所に支払うものとします。
 - 一 食事の提供に要する費用
 - 二 宿泊にかかる費用
 - 三 看護小規模多機能型居宅介護サービスのなかで提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係わる費用であって、契約者に負担させることが適当と認められる費用
- 6 前5項に定めるサービス利用料金は1ヶ月ごとに計算し、翌月26日に口座引き落としによるお支払いになります。

第6条(利用の中止、変更、追加)

- 1 契約者は、利用期日前においてサービスの利用を中止、変更もしくは新たなサービスの利用の追加することができます。この場合には、原則としてサービスの実施日の前日までに事業所に申し出るものとします。
- 2 事業所は、前項に基づく契約者からのサービス利用の変更の申し出に対して、職員の稼働状況により、契約者の希望する日時にサービス提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議するものとします。

第7条(利用料金の変更)

- 1 第5条第1項及び第2項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業所は該当サービスの利用料金を変更することができるものとします。
- 2 第5条第5項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業所は、契約者に対して変更を行う2ヶ月前までに説明をした上で、該当サービスの利用料金を相当な額に変更することができます。
- 3 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

第三章 事業者の義務

第8条(事業所及び職員の義務)

- 1 事業所及び職員は、サービスの提供にあたって、契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。
- 2 事業所は、契約者の健康管理を適切に行うため、主治医との密接な連携に努めるものとします。
- 3 事業所は、現に看護小規模多機能型居宅介護ケアの提供を行っているとき、利用者に容態の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに契約者の主治医に連絡を取るなど必要な対策を講じます。
- 4 事業所は、自ら提供する看護小規模多機能型居宅介護ケアの質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るものとします。
- 5 事業所は、事業の運営にあたって、地域住民またはその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図るものとします。
- 6 事業所は、契約者に対する看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する記録を作成し、それを5年間保管し、契約者または代理人の請求に基づいてこれを閲覧させ、またはその複写物を交付するものとします。

第9条(守秘義務等)

- 1 事業所及び職員は、サービスを提供する上で知り得た契約者及びその家族等に関する事項を、正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約の終了した後も継続します。
- 2 事業所は、契約者に医療上、緊急に必要な場合には医療機関等に契約者に関する心身の情報を提供できるものとします。
- 3 前2項に関わらず、契約者に係わる他の介護サービス業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前に同意を文書により得た上で、契約者またはその家族等の個人情報を用いることができるものとします。

第四章 損害賠償(事業所の義務違反)

第10条(損害賠償責任)

- 1 事業所は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。第9条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。
但し、契約者に故意または過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められるときに限り、損害賠償責任を減じることができるものとします。
- 2 事業所は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

第11条(損害賠償がなされない場合)

事業所は、自己の責に帰すべき事由がない限り、賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業所は損害賠償責任を免れます。

- 一 契約者が、契約締結時にその心身の状態及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 二 契約者が、サービスの実施のために必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 三 契約者の急激な体調の変化等、事業所が実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- 四 契約者が、事業所及び職員の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

第12条(事業所の責任によらない事由によるサービスの実施不能)

事業所は、本契約の有効期間中、地震、噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、契約者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

第五章 契約の終了

第13条(契約の終了事由、契約終了の伴う援助)

- 1 契約者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い、事業所が提供するサービスを利用することができるものとします。
 - 一 契約者が死亡した場合
 - 二 要介護認定により契約者の心身の状況が要支援または自立と判定された場合
 - 三 事業所が解散命令を受けた場合、破産した場合またはやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
 - 四 事業所が介護保険の指定を取り消された場合または指定を辞退した場合
 - 五 第14条から第16条に基づき本契約が解約または解除された場合
- 2 事業所は、前項第一号を除く各号により本契約が終了した場合には、契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

第14条(契約者からの中途解約)

- 1 契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、契約者は契約終了を希望する日の7日前までに事業所に通知するものとします。
- 2 契約者は、以下の事項に該当する場合には、本契約を即時解約することができます。
 - 一 第7条第3項により本契約を解約する場合
 - 二 契約者が入院した場合(1ヶ月以上の入院の時は解約となります。)

第15条(契約者からの契約解約)

契約者は、事業所または職員が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

- 一 事業所もしくは職員が、正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合
- 二 事業所もしくは職員が、第9条に定める守秘義務に違反した場合
- 三 事業所もしくは職員が、故意または過失により契約者またはその家族等の身体・財産・信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められた場合

第16条(事業所からの契約解除)

事業所は、契約者が以下の事項に該当した場合には本契約を解除することができます。

- 一 契約者が契約締結時に、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知などを行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 二 契約者による第5条第1項から第5項に定めるサービス利用料金の支払いが1ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- 三 契約者が、故意または重大な過失により事業所または職員の生命・財産・信頼等を傷つけ、または著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

第17条(清算)

第13条第1項第2号から第5項により本契約が終了した場合において、契約者が、既に実施されたサービスに対する利用料金支払義務その他事業者に対する義務を負担している場合は、契約終了日の翌月10日までに清算するものとします。

第六章 その他

第18条(苦情処理)

事業所は、その提供したサービスに関する契約者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適正に対処するものとします。

第19条(協議事項)

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業所は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、契約者と誠意を持って協議するものとします。